

住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

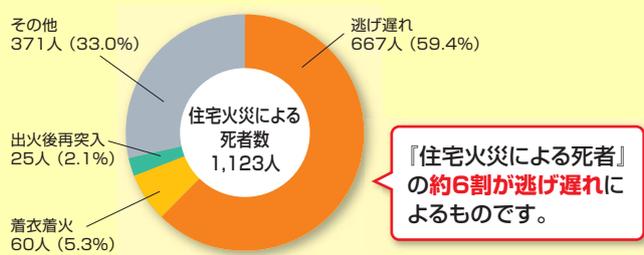
新築住宅
平成18年6月1日から

既存住宅
平成23年6月全国で義務化

住宅火災の現状と住宅用火災警報器等の効果

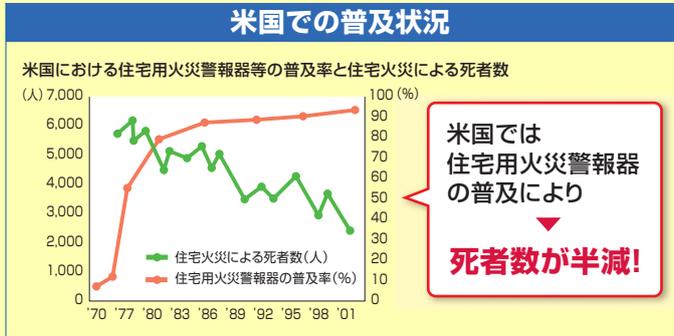
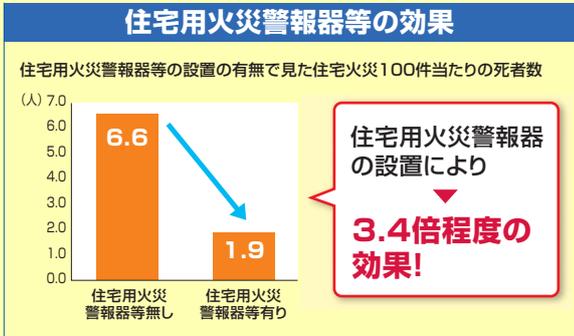


『住宅火災による死者数』は、建物火災による死者数の約9割に及びます。



『住宅火災による死者』の約6割が逃げ遅れによるものです。

平成20年度 消防白書より ※放火自殺者等による死者を除く。



データ出典：住宅防火対策推進協議会ホームページより

住宅用火災警報器 検定化対応のお知らせ

消防法の政省令の改正により、住宅用火災警報器の鑑定制度が廃止され、平成26年4月1日から検定制度が開始されました。検定制度移行後は、合格品に表示されるNSマークが検定合格証票に変わりました。当社商品は平成27年4月以降の生産分から、検定制度合格品となっております。

Q&A	Q1	鑑定品と検定品で性能に違いはありますか？	A1	感度・警報音量などの基本仕様・寸法形状・価格について変更はありません。表示が検定品合格マークになり、表示位置が警報器側面になります。同時に自動試験機能付の文字も、側面表示になります。お知らせメッセージの内容を一部変更します。
	Q2	すでに設置済の住宅用火災警報器の取り替えは必要ですか？	A2	設置済の住宅用火災警報器(鑑定品)は、これまでどおりご使用いただけます。
	Q3	鑑定品と検定品を同じ住宅につけてもよいですか？	A3	合格証標の表示が違いますが、同時使用については問題ありません。移報接点付機種がつけられる機器の変更もありません。

